

平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ プ コ ン
代表者名 代表取締役社長 辻本春弘
(コード番号 9697 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役副社長執行役員 小田民雄
(電話番号 06-9620-3623)

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、当社株券等（注1）の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧施策」といいます。）に関しましては、平成 20 年 6 月 19 日開催の第 29 期定時株主総会によりご承認をいただき、平成 22 年 6 月 18 日開催の第 31 期定時株主総会により「旧施策」に所要の修正（以下「現施策」といいます。）を行い、継続のご承認をいただきましたが、平成 24 年 6 月 15 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社は、現施策の有効期間の満了を迎えるにあたり、平成 24 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における出席株主の議決権の過半数の賛成による承認を条件に、これを継続すること（以下「本施策」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本施策は、当該取締役会において出席取締役全員の賛成により決定されたものであり、また、出席監査役全員が本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、本施策に賛同する旨の意見を述べております。

また、現時点におきまして、当社が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案等を受けている事実はありません。

本施策の内容は、次のとおりであります。

（注1）金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を行います。以下、同じとします。

本施策継続の目的について

1. 本施策の目的

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、特定株主グループとは、当社株券等の所有者（注2）およびその共同所有者（注3）、または当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいいます。また、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記の場合においては当該所有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

（注2）金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する所有者をいい、同条第 3 項に基づき所有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同所有者をいい、同条第 6 項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注7）金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書および四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

(1) 経営理念

当社グループは、ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイトし、多くの人に「感動」を与えるソフト開発をメインとする「感性開発企業」を経営理念としております。また、株主、顧客および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めるとともに、共存共栄を基軸とした経営展開を図っております。

(2) 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、オンラインゲームの開発・販売、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、業務用ゲーム機の製造販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

現在は以下の施策を推し進めております。

(ア) コア事業である家庭用ゲームソフトの開発、販売拡大に経営資源を集中しております。

(イ) 開発戦略といたしましては、市場動向を勘案しつつ、マルチプラットフォーム展開を推し進めております。

(ウ) 每期安定した売上や収益の確保を図るため、新規ユーザーの開拓や既存顧客の深耕などにより、アミューズメント施設の集客展開に注力しております。

(エ) 通信環境の進展および市場環境の変化に伴い、オンライン事業ならびにモバイルコンテンツ事業の強化に取り組んでおります。

(オ) 海外市場での販売拡大を図るため、現地法人の強化などにより積極的なグローバル展開を行っております。

(カ) 当社の豊富なコンテンツの活用により、新規市場の開拓と既存市場の掘り起しに努めるとともに、遊技機向け関連機器への注力やソーシャルゲームの運営に参入するなど、新たなビジネスチャンスを切り開くため努力しております。

(キ) 当社コンテンツの有効活用により付加価値を創造するとともに、シナジー効果の創出によりブランド価値を高めております。

(ク) 財務構造の強化を図るため、每期安定したキャッシュ・フローの創出に努めております。

(3) 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は新型ゲーム機の登場に伴う開発費の高騰やソーシャルゲーム参入による競争激化に加え、合併、事業統合等の再編やグローバルな企業間競争の波が押し寄せ、優勝劣敗により勢力図が塗り変わりつつあります。

このように厳しい事業環境下、生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、以下の戦略目標を推進、実行することにより企業価値の向上に努めてまいります。

(ア) 重点戦略部門の強化

競争力の優位性を図るため、コア事業である家庭用ゲームソフトの開発とマーケティング部門の強化を柱に経営資源を集中してまいります。

(イ) 海外展開の注力

国内市場の成熟化に伴い、今後の事業拡大には海外市場への注力が不可欠であります。このため、重要な子会社であるカプコン U.S.A.,INC.をはじめ、海外現地法人の経営改革などにより、グループ全体の事業の再構築を推し進めるとともに、戦略的な海外展開を図ってまいります。

(ウ) 事業の選択と集中

開発資源の効率活用を図る一環として、明確なビジョンとスピード経営により活力を生み出すとともに、グループ全体の総合力を発揮させるため、成長分野への投資や不採算事業からの撤退を行うなど、選択と集中によるグループ会社のス

クラブ・アンド・ビルドにより企業価値の向上に努めてまいります。

(エ) 事業領域の拡大

経営環境の変化に対応して、事業領域を拡大するため携帯電話やスマートフォン（高機能携帯電話）などのゲーム専用機以外に向けたゲーム配信事業への注力やソーシャルゲーム運営の参入など、コンテンツビジネスの拡大に傾注してまいります。

(オ) 企業体質の強化

経営革新により機動的な事業運営、経営効率の向上を図るとともに、収益基盤の強化に向けて体制作りを推し進めております。

この一環として、国内外の関係会社を含めた的確なマネジメント体制による戦略的なグループ運営と財務構造の改革などにより、経営体質を高めております。

3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの経営権を取得するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

一方で、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為による当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特有の事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者から株主の判断に必要かつ十分な情報を提供していただくこと、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

また、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

平成 24 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は別紙 1 のとおりであり、当社役員およびその関係者によって当社の発行済株式の 25.47%が保有されておりますが、一方で当社の株主の分布状況は個人株主を中心に広範にわたっており、当社の株式の流動性はさらに増大しつつある状況にあります。このような流動性の高まりにより、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為がなされる可能性が存するものと考えております。

上記のような現状認識のもと、当社は、大規模買付者による情報提供の手続き等について定めたルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）および、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するものであります。

本施策の内容について

1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主共同の利益のため、株主および当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.（1））と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.（2））を要請しております。

本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議するための要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（後記3.（2）（3））。

2. 大規模買付ルール

（1）取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語による情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず本店所在地に対して当社代表取締役社長宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出いただきます。当社代表取締役社長は、かかる意向表明書受領後10営業日（初日不算入とし、期間においては以下同じ。）以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。なお、大規模買付者が本情報

の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。また、当社は、大規模買付者から意向表明書が当社に提出された場合および大規模買付者からの本情報の提供が完了した場合には、それらの事実を公表いたします。

大規模買付行為にかかる特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の概要(沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。)

大規模買付行為の目的および具体的内容

大規模買付行為にかかる特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の議決権保有割合および保有株券等の数

大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容および条件

大規模買付行為にかかる特定株主グループ(大規模買付者を含む。)が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、投下資本の回収方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴

大規模買付行為にかかる特定株主グループ(大規模買付者を含む。)と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係

大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

重要提案行為等（注 8）を行うことを目的とする場合または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その目的、具体的内容、条件および時期

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

前各号に定めるほか、当社取締役会その他独立委員会（後記 2.(3)）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。ただし、大規模買付者が提出する情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、株主が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

（2）取締役会における検討および評価

大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から 60 日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、当社グループの企業価値の維持および株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案にかかる経営方針等に関して、独立委員会（後記 2.(3)）の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置発動の是非について決議します。なお、当社取締役会は、大規模買付行為対抗措置を発動しないと判断した場合はその旨の決議を行うも

（注 8）金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に規定する「重要提案行為等」をいいます。

のとし、当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動しない旨の決議を行った場合は、大規模買付者は当該決議の日から意向表明書に記載される範囲内で大規模買付行為を行うことができることとします。

(3) 独立委員会における検討および勧告

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者の中から選任します。当社取締役会は、前記2.(1)に定める本情報ならびに本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手、検討して、以下の事項について取締役会に勧告を行います。

大規模買付者が提供する情報の十分性について

独立委員会は、大規模買付者からの本情報の提供が完了したと当社取締役会が判断するまでの期間に、大規模買付者が当社に提供した情報が、前記2.(1)に定める本情報として十分であるかについて検討し、その結果を取締役に勧告します。

大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か（後記3.(2)）について検討してその結果を取締役に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、原則として、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件（後記3.(2)）を具備しているか否かについて検討してその結果を取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に対して勧告します。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していると判断した場合であっても、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合はその旨の勧告と、大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項および独立委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

独立委員会規則の概要は別紙2をご参照ください。

また、現在の独立委員会の委員は、2名の現任の社外取締役、社外有識者1名を加えた合計3名により構成されており、本施策継続時の独立委員会の委員には、別紙3記載の各氏を再任する予定です。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたまず場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙 4 に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。なお、当社取締役会は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされたときは、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動すること

が相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為にかかる特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
- (オ) 最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
- (カ) 大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み、著しく不十分または不適当な買付であると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。この場合、当社は当該決議の概要を公表するものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社または当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、独立委員会により、大規模買付行為が前記3.(2) ただし書き各号の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

ただし、当社取締役会は、一旦、新株予約権の無償割当の実施を決議した後に、以下のいずれかの事由に該当するとの独立委員会の勧告があった場合は、当該新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、（無償割当効力発生前においては）新株予約権の無償割当を中止し、または（無償割当の効力発生後においては）新株予約権を無償にて取得する旨の決議を行うことができるものとします。

(ア) 大規模買付者が大規模買付を撤回した場合、その他大規模買付が存しなくなった場合

(イ) 事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付が前記 3.(2) ただし書き記載の要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を行うことが相当でない場合

4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、本定時株主総会における承認により効力を発生し、本定時株主総会終結後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値および株主共同の利益確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を委任の趣旨に反しない範囲で当社取締役会において随時修正・見直し（本施策に関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合を含む。）をすることができるものとし、また当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。当社は、本施策を廃止または変更した場合は、速やかに当該事実を公表します。

5. 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、平成 24 年 5 月 18 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

本施策の合理性について

1. 買収防衛策に関する指針の要件等の充足

本施策は、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」および「必要性・相当性確保の原則」）に適合しています。また、本施策は、平成 20 年 6 月 30 日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しています。

2. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記 に述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

また、前記 に述べた大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

3. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記 において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

4. 継続手続きおよび改廃の可能性

本施策は、平成 24 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における承認が得られることを条件に、出席取締役全員の賛成により決定されたものであります。なお、当該取締役会において、出席監査役全員が、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として本施策に賛同する旨の意見が述べられています。

また、前記 4.に述べたように、本施策は、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により廃止することができるとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は 2 年としておりますが、いわゆる期差任期制を採用していませんので、本施策はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないことから、発動を阻止するためには取締役会の構成員の過半数の交替を待たねばならない買収防衛策）でもありません。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されうるものと考えます。

加えて、当社はゲーム開発期間が長期にわたることを勘案し、当該経営責任を果たすため、取締役の任期を 2 年としておりますが、「取締役の選任議案」と「買収防衛策の継続議案」を毎年交互に定時株主総会に付議することにより、経営責任に対する株主の意思を確認できるものと考えます。

5. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記 3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記 3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性および合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

1. 大規模買付ルールが株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者およびそれに対する当社の動向にご注意ください。

2. 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合に、当該大規模買付行為にかかる特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。また、それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が新株予約権の発行要項に定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただ

くことがあります。〕

なお、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合であって、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、前記 . 3 . (3) において定められる手続きにより、当社取締役会が、新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当された新株予約権を無償で取得する場合には、結果として 1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、新株予約権の無償割当の対象となる株主が確定した後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以 上

当社株式の状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

・発行可能株式総数	150,000,000 株
・発行済株式の総数	67,723,244 株
・株 主 数	16,963 名
・大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,772 千株	10.02 %
有 限 会 社 ク ロ ス ロ ー ド	5,276	9.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,779	6.56
8,185,171 ノムラルクス マルチ カレンシ ジ エ イ ピ ス ト ク リ シ ョ ン	2,442	4.24
辻 本 憲 三	2,007	3.49
辻 本 美 佐 子	1,964	3.41
辻 本 美 之	1,669	2.90
辻 本 春 弘	1,547	2.69
辻 本 良 三	1,545	2.68
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラー・アカウンツ	1,189	2.07

(注) 持株比率については、自己株式数 (10,138千株) を控除して算出しております。

独立委員会規則の概要

1. 構成

独立委員会(本別紙において以下「委員会」という。)の委員(本別紙において以下「委員」という。)は3名以上5名以下とし、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外監査役の中から、当社取締役会が選任する。なお、当社取締役会は、上記に定める人数の範囲内で、業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間で、委員としての職務に関して善管注意義務を負う旨の委任契約を締結している社外の有識者を委員として選任することができる。

2. 任期

委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

3. 委員会の権限

(1)委員会は以下の各号に掲げる事項について検討・評価のうえ、委員会としての決定を行い、その決定の内容およびその理由を当社取締役会に勧告する。

大規模買付者が提供する情報の十分性について

大規模買付者による大規模買付ルール遵守の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

大規模買付対抗措置の発動要件具備の有無および大規模買付対抗措置の発動の是非について

その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項について

(2)委員会は、前項各号のほか、以下の各号に記載される事項を行う。

大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等の内容の検討・評価
当社取締役会に対する代替案の提出の要求および代替案の検討・評価

前各号に定めるほか、当社取締役会が、委員会が行うことができると定めた事項
(3) 委員会は、以下の各号に記載される事項につき当社取締役会に勧告する前提として
取締役会に指示することができる。

大規模買付者から提供された情報が本情報として不十分であると判断した場合の大
規模買付者に対する追加的な情報提供の要求

大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報の全部
または一部の公表

大規模買付者から提供された情報が本情報として十分であると認めた場合の公表
大規模買付行為に関する条件の改善における大規模買付者との交渉

4. 委員会の決議

委員会の決議は、委員のうち全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、
やむを得ない事由がある時は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれ
を行うことができる。

5. その他

(1) 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他委員
会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が勧告を行うに当たり必要と考える事項
に関する説明を求めることができる。

(2) 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナン
シャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含
む。）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員候補者略歴

保田 博（やすだ ひろし：昭和 7 年 5 月 14 日生）

【略 歴】

昭和 32 年 4 月	大蔵省入省
昭和 48 年 11 月	大蔵大臣秘書官
昭和 52 年 1 月	内閣総理大臣秘書官
昭和 63 年 6 月	大蔵省大臣官房長
平成 2 年 6 月	大蔵省主計局長
平成 3 年 6 月	大蔵事務次官
平成 6 年 5 月	日本輸出入銀行総裁
平成 11 年 10 月	国際協力銀行総裁
平成 13 年 9 月	関西電力株式会社顧問
平成 14 年 1 月	読売国際経済懇話会理事長(現任)
平成 14 年 7 月	日本投資者保護基金理事長
平成 16 年 6 月	株式会社資生堂社外監査役
平成 16 年 8 月	財団法人資本市場振興財団（現 公益財団法人資本市場振興財団）理事長(現任)
平成 19 年 6 月	当社社外取締役(現任)

- 注 1 . 保田 博氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
 2 . 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

守永 孝之（もりなが たかゆき：昭和 15 年 9 月 5 日生）

【略 歴】

昭和 39 年 4 月	日本輸出入銀行入行
平成 4 年 4 月	同行人事部長
平成 6 年 8 月	同行大阪支店長
平成 8 年 4 月	同行理事
平成 10 年 9 月	矢崎総業株式会社常務取締役
平成 12 年 9 月	同社専務取締役
平成 18 年 6 月	同社取締役副会長
平成 19 年 6 月	同社取締役相談役
平成 20 年 6 月	同社非常勤顧問
平成 21 年 6 月	当社社外取締役（現任）

- 注 1 . 守永 孝之氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
 2 . 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

松井 義侑（まつい よしゆき：昭和 11 年 8 月 4 日生）

【略 歴】

昭和 34 年 4 月	ダイワ精工株式会社（現 グロープライド株式会社）入社
昭和 37 年 4 月	同社取締役副社長
昭和 46 年 5 月	同社代表取締役副社長
昭和 57 年 10 月	同社代表取締役社長
昭和 62 年 6 月	同社代表取締役会長
平成 7 年 6 月	同社代表取締役社長
平成 12 年 7 月	同社代表取締役会長
平成 13 年 3 月	同社取締役会長
平成 15 年 6 月	同社名誉会長（現任）

注 同氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使条件

特定大量保有者（注9） 特定大量保有者の共同保有者、 特定大量買付者（注10） 特定大量買付者の特別関係者、もしくは これらの ないし の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または これら ないし に該当する者の関連者（注11）（以下、 ないし に該当するものを「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全て

（注9）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注10）「特定大量買付者」とは、公開買付によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付等を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

（注11）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

を取得し、これと引換に、新株予約権 1 個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権にかかる新株予約権証券は、発行しないものとする。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上